長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第6項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年9月30日

 長野市監査委員
 下 平
 嗣

 同
 川 上
 馨

 同
 若 林
 祥

 同
 市 川 和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度

包括外部監查分

				(200)
	指摘事項	当初措置状況 (21年度)	令和5年度の措置状況	担当課
	現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。	ため、納入元に対して床材の活用方法の検討及び 有償での引取りを求めるとともに、売却についても検 討する。	材250枚を平成25年度に設置し、屋内運動場として有効に	観光振興課

(長野市長分)